

公的年金受給証明のご案内

(※裏面に作成見本あり)

【申請要件】

1. 本人を確認できる公文書(パスポートなど)を提示すること。
2. 提示する年金書類は、原本(オリジナル)であること(英訳文の提出は必要なし)。
3. 本人が公館に出頭して申請すること。
注) 本人が公館に出頭できないやむをえない事情があると認められるときは、代理人を通じて申請できる(要委任状提出)。

【必要書類】

1. 証明発給申請書(当館ロビーにご用意)
2. **本人確認書類として旅券(パスポート)の原本**
※旅券が提示できない場合は、日本の運転免許証(現に有効なものに限る、以下に同じ)や、タイ国の労働許可証・運転免許証など顔写真付きの公的身分証明書でも代用可
3. **公的年金書類(下記例)の原本(写しは不可)**
例 「年金証書」(全額支給停止されているものを除く)、
「年金裁定通知書・支給額変更通知書」、「年金振込通知書」、「年金送金通知書」
「非居住者等に支払われた給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」など
※原本である限り発行日は問いませんが、証書の場合を除き、タイ当局での書類審査の円滑化のため、できるだけ新しい文書をご用意下さい。
4. 委任状(様式自由) ※代理申請の場合のみ

【発行手数料と処理時間】

一通につき 780 バーツ(平成 24 年 4 月現在)

本証明は申請者ご本人(同居の親族の場合を含む)が直接申請され、上記の必要書類が全て整っている限り、即日発行(原則として1時間以内に発行)可能です。

【受付時間】

平日のみ(当館休館日を除く)

午前 8 時 30 分 - 12 時 / 午後 1 時 30 分 - 4 時

在タイ日本国大使館領事部

177 Witthayu Road, Lumpini, Pathum Wan, Bangkok 10330

Phone 02-207-8501 / 02-696-3001 Fax 02-207-8510

081-846-8265 / 081-809-6074 (夜間・休館日)

* MRT 地下鉄ルンピニ駅 出口 3 下車 徒歩約 10 分